

2023年7月吉日

「預金関連口座開設手数料」新設のお知らせ

平素より、千葉興業銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当行では2023年8月1日(火)より、以下の名義の預金口座開設について、手数料を新設させていただくこととなりました。

日頃より、当行をご利用いただいているお客さまには、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

新設日	2023年8月1日(火)
対象となる口座名義	破産管財人 相続財産管理人 相続財産清算人 不在者財産管理人 遺言執行者 遺産整理口
手数料金額	1口座あたり 11,000円(消費税込)

※2023年8月1日以降、新規に口座を開設する上記名義の全口座(個人・法人)が対象となります。

本件につきまして、ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。